

審査概要書（記入例）

付議基準：分家住宅（大規模既存集落内の特例）（包括承認）

該当条項	令第36条第1項第3号ホ	
受付年月日	令和 年 月 日	
許可年月日・許可番号	令和 年 月 日・第43- 号	
申請者	ふりがな	しずおかしあおいく あべぐちしんでん
	住所	静岡市葵区 安倍口新田〇〇番地
申請者	ふりがな	うちまき たろう
	氏名	内牧 太郎
ふりがな	しずおかしあおいく あべぐちしんでん あざ	
敷地の位置	静岡市葵区 安倍口新田 字〇〇 456番	
審査項目	申請内容	審査結果
1 予定建築物		
次のすべての要件に該当する建築物であること。		
(1) 自己用専用住宅であること	■各階平面図により確認	適
(2) 高さは10m未満であること。	■(9.50) m<10m 立面図で確認	適
2 許可対象者		
次のすべての要件に該当する者であること。		
(1) 親族の中に次のアからウのいずれかに該当する者がいること。	■住民票、戸籍関係書類、親族関係説明図、現住地案内図等により 本家たる世帯 を確認 ・安倍口新田〇〇番地の内牧麻男は許可対象者の父である。(6親等以内の血族)。 (イ)にあたることを上記書類にて確認	適
□ア 線引き前から親族が当該集落内に居住している。		
■イ アの直系卑属に該当し、当該集落内に居住している。		
□ウ 収用等の移転により、線引き後に当該集落内に居住している。		
(2) 自己用専用住宅を必要とする合理的な事情が認められる者。	■居住予定者の住民票、名寄帳等により確認 (本家) からの独立	適
(3) 本家たる世帯、当該建築物に居住予定者が建築可能な土地を所有していない。	■本家たる世帯全員と居住予定者の直近の名寄帳ほかにより建築可能な土地を所有していないことを確認	適
3 許可対象となる土地		
次のすべての要件に該当する土地であること。		
(1) 大規模既存集落内に存すること。	■大規模既存集落内（葵区安倍口・内牧）であることを図面で確認	適
(2) 許可申請者が、線引き後に取得した土地であること。 ※許可対象者が当該土地を相続する見込みがあること。	■土地の全部事項証明書ほかにより確認 ※□（□確約書□契約書□印鑑証明書原本）により確認	適
4 許可対象面積 実測で165平方メートル以上、300平方メートル未満であること。	■(280.50 m ²) 求積図で確認 □H25.3.31までに取得した165m ² 未満の土地であることを土地の全部事項証明書で確認()	適
5 その他		
(1) 本家たる世帯以外の親族が同居する場合は、二世帯住宅形式でも許可対象とする。	■共同住宅、長屋ではない。 □二世帯住宅形式ではない。 ■本家たる世帯以外の親族が同居する。(許可対象者の妻の母世帯と同居する。)	適
(2) 申請地が農地の場合は、住宅建築を目的とする農地法の転用許可を受ける見込みのある土地であること。	□農地転用許可申請中。 (農地転用許可書・土地の全部事項証明書を確認後に許可書等交付) ■農地ではない。(雑種地)	適